公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の最後の住所及び氏名

住所　春日部市不動院野二四九七番地

氏名　株式会社花井建設

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、上尾都市計画事業町谷第一土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙換地明細書及び各筆各権利別清算金明細書のとおり、換地処分をします。

なお、教示、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書は掲載を省略し、それらを埼玉県上尾市大字上六〇番地二所在の上尾市町谷第一土地区画整理組合事務所掲示場において掲示する。

平成二十三年八月一日

埼玉県上尾市大字上六〇番地二

上尾市町谷第一土地区画整理組合

理事長　内田　武夫

公示送達

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業における賦課金額決定通知書及び賦課金納付通知書について、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知する事ができないので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおりに公告します。

一、賦課金額決定通知書

あなたの所有地について、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合賦課金徴収規程第六条の規定により左記のとおり賦課金額を決定しましたので通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに賦課金額

①氏名　那須　久

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一一四号

賦課金額　金六三〇、七一九円

②氏名　藤岡　一郎

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一一四号

賦課金額　金四四〇、〇五六円

③氏名　藤岡　美奈

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一一四号

賦課金額　金一一〇、〇〇七円

以　上

二、賦課金納付通知書

あなたの賦課金について、左記のとおり納付されるよう松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合賦課金徴収規程第十条第一項の規定により、通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに納付金額

①氏名　那須　久

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一三〇一号

賦課金額　金六三〇、七一九円

②氏名　藤岡　一郎

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一一四号

賦課金額　金四四〇、〇五六円

③氏名　藤岡　美奈

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一一四号

賦課金額　金一一〇、〇〇七円

④氏名　貝原　隆

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸四一六号

賦課金額　金五三三、九二七円

納付期限

平成二十三年十月三十一日

納付先金融機関

①千葉銀行　新松戸支店　普通　一三一二八五三

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

②三菱東京ＵＦＪ銀行

新松戸支店　普通　〇〇四一一一四

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

③とうかつ中央農業協同組合

馬橋支店　普通　〇〇九四五七一

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

※①～③のいずれかの金融機関より納付をお願い致します。

以　上

教示

一　この通知に不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、右記一の審査請求をした場合は、当審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

通知書の原本について

賦課金額決定通知書及び賦課金納付通知書の原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを組合掲示場（千葉県松戸市幸谷七八番地）に掲示してあります。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年８月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ＵＤトラックス株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－831号　④ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地　代表取締役　竹内覚　⑤本社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地　⑥平成11年５月１日　⑧平成23年６月30日　⑩450万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県上尾市大字壱丁目１番地　ＵＤトラックス株式会社　代表取締役　竹内覚

平成二十三年八月一日

千葉県松戸市幸谷七八番地

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

任意清算公告

当法人は、平成二十三年七月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月一日

大阪市北区梅田一丁目一番三―七〇〇号大阪駅前第三ビル七階　駅前司法書士法人

清算人　藤川　和弘